

貸付条件は以下のとおりです。

1.

- (1) 借受人は、図書の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用を負担すること。
- (2) 借受人は、図書を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (3) 借受人は、許可の取消し若しくは変更が行われた場合又は使用期間が満了した場合において、図書に投じた修繕費等の必要経費及びその他の費用を請求しないこと。
- (4) 借受人は、図書を転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 借受人は、図書を貸付目的以外に使用しないこと。
- (6) 借受人は、図書を、許可を受けた場所以外で使用しないこと。
- (7) 借受人は、図書の貸付期間満了の日までに、指定の場所に返納すること。
- (8) 借受人は、貸付条件に違反したとき又は本学において貸付した図書を必要としたときは、速やかに返納すること。
- (9) 借受人は、図書を亡失または損傷したときは、直ちに詳細な報告書を総長に提出しその指示に従うとともに、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実又は理由を証する関係官公署の発行する証明書を添付すること。
- (10) 借受人は、図書を亡失または損傷したときは、本学との協議の上で弁償すること。
- (11) 借受人は、貸付した図書について総長が随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は当該図書の維持、管理及び返納に関して必要な指示をする場合、これに従うこと。
- (12) 借受人は、図書を借り受けたときは、直ちに借受書（様式3）を提出すること。
- (13) 借受人は、図書の写真撮影及び複製をしてはならない。ただし、総長が特に認めた場合は、この限りでない。

2. 借受人は、万が一の事故等に備え、本学を受取人とする損害保険契約を締結する等の措置を講じなければならない。